

日本スピードボール協会 競技者認定規定
(日本代表選手選考規定、技能級認定規定)

総則

第1条 (目的)

この規定は、競技者ならびにすべてのスピードボール愛好者の競技レベルの向上を目指すうえでの指標を定めると共に、国際大会出場選手の公正な選考のために定める。

第1章 技能級

第2条 (技能級認定制度)

競技者に明確な目標設定を促すこと、競技者のランキングを明示すること、および各種競技会の出場資格を明確にするために、競技者に対する技能級認定制度を設定する。

- (1) 技能級はスーパーソロの打数をもとに、別に定める基準表に則って認定される。
- (2) 打数の認定は、公認の競技会、記録会、選考会、技能級テストにおいて達成された記録によって、当該競技会の審判委員長、記録委員長、総務委員長の承認をもとに行われる。
- (3) 打数の記録は、記録認定証により証明される。
- (4) 資格の認定は、資格認定証をもって証明される。
- (5) 技能級は、本会に認定費を納め、認定書をもって証明される。認定費用は別途定めるものとする。

第2章 日本代表選手、国際大会選手、チーム選考

第3条 (日本代表選手、国際大会出場選手)

日本代表選手及び国際大会に出場する選手は、以下の手順により選考と承認が行われる

- (1) 日本代表選手は、全日本選手権大会において選考基準に規定された記録、および成績を収めた者のなかから選考する。
- (2) 日本代表選手は、選考会が開催される場合はその競技会での成績を優先する。ただし、全日本選手権大会の成績を考慮することができる。
- (3) 日本代表選手は、本会が選出した強化選手を優先して選考する。

- (4) 日本代表選手は、本会役員が選考委員会を開催し、別に定める選考基準を元に公正な協議と手続きを経て選考し、本会会長が決定する。ただし被選考者は協議に関与してはならない。
- (5) 選考された日本代表選手が辞退した場合は、補欠選手が充当できる。
- (6) 国際大会及び各国で開催される各国主催の公式競技会へ出場する選手は、本会の開催する競技会または選考会の成績によって選考する。
- (7) 世界選手権大会、国際大会及び各国で開催される各国主催の公式競技会へ出場する選手は、いかなる場合も、本会への届出と理事会の承認を得なければならない。
- (8) 本会が日本代表選手、国際大会出場選手として、ふさわしくないと認めた選手は、その資格を剥奪される。

第4条（国際大会選手団派遣）

世界選手権大会、国際大会、各国で開催される各国主催の公式競技会への参加と選手団派遣は、本会がその大会主催者または主管より正式な書面をもって招待を受けた後、本会理事会の承認を得て、総会によって決議されなければならない。出場選手は第3条の手続きを経て派遣される。

第5条（全日本代表チーム、国際大会出場チーム）

- (1) 全日本代表チーム（通称 TEAM JAPAN）および国際大会出場チームは、世界選手権ならびに国際大会の出場に向け、大会ごとに、監督、コーチ、代表選手で組織される。監督とコーチは兼任ができる。またコーチと選手は兼任ができる。監督と選手は兼任できない。
- (2) 全日本代表チームの選手、コーチは、監督の指示に従い、強化練習、合同練習、合宿などに参加し競技力の向上に努めなければならない。
- (3) 日本代表チーム内のコーチは、ヘッドコーチ、一般男子コーチ、一般女子コーチ、ジュニアヘッドコーチ、ジュニア男子コーチ、ジュニア女子コーチを配置することができる。コーチは、代表チームの指導を通じて日本代表選手達の強化、技能向上に努めなければならない。
- (4) 日本代表選手は別に定める同意書に署名し受託した者とする。
- (5) 日本代表チームの全構成員は、全てのスピードボール愛好者および国民の総意のもと選ばれた認識を持ち、歴史と伝統を誇りとし、自らの言動や行動に対して高い品位を保ち活動しなければならない。
- (6) チームは監督の指揮による結団式または結団宣言を持って結団し、監督の指揮による解散式または解散宣言をもって解散する。
- (7) チームの監督は本会理事会の選任により、会長が本会会員の中から任命する。

(8) チームのコーチは、監督の推薦により、本会の理事会が任命する。

細則 1

公認技能級

| | 小学生女子 | 小学生男子 | 中高女子 | 中高男子 | 一般女子 | 一般男子 |
|------|------------|-------|-----------|------|------|------|
| マスター | 190 | 195 | 450 | 470 | 470 | 500 |
| 1 級 | 180 | 185 | 430 | 450 | 450 | 480 |
| 2 級 | 170 | 175 | 410 | 430 | 430 | 460 |
| 3 級 | 160 | 165 | 390 | 410 | 410 | 440 |
| 4 級 | 150 | 155 | 370 | 390 | 390 | 420 |
| 5 級 | 140 | 145 | 350 | 370 | 370 | 400 |
| 6 級 | 130 | 135 | 330 | 350 | 350 | 380 |
| 7 級 | 120 | 125 | 310 | 330 | 330 | 360 |
| 8 級 | 110 | 115 | 290 | 310 | 310 | 340 |
| 9 級 | 100 | 105 | 270 | 290 | 290 | 320 |
| 10 級 | 90 | 95 | 250 | 270 | 270 | 300 |
| 計測 | 30 秒間 4 種目 | | 1 分間 4 種目 | | | |

| | |
|-----------|--|
| デモンストレーター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般選手でマスター級の選手 ・ 日本選手権の男子シングルス優勝者で 2 級以上 ・ 世界選手権の男子シングルス、ダブルス準優勝以上 ・ 世界選手権の女子シングルス、混合ダブルス準優勝以上 <p>※上記の者で本会の公認指導員資格/公認コーチ資格を保持し、本会の推薦を受け、認定を受けた者とする</p> |
|-----------|--|

| | 小学生 | 中高生 | 一般 |
|--------|-------|---------|---------|
| 技能級受験料 | 500 円 | 1,000 円 | 1,500 円 |
| 技能級認定料 | 500 円 | 500 円 | 500 円 |

細則 2.

競技者認定規程第 3 条については一般代表、ジュニア代表に分けて選考基準を策定する。選考基準は別に定めるものとする。基準内容は年度ごとに見直しを図り、日本選手の技能水準の向上にあわせ、これを改定する。